

建設機械レンタル管理士資格制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、建設機械レンタル管理士の資格を定めるとともに、本資格にかかる講習及び試験並びに登録等について定め、建設機械レンタル業全般にわたる業務知識と管理能力を備えた人材を育成することにより、建設機械レンタル業の質的向上と地位の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- 一 建設機械レンタル業 主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸することを業とする者をいう。
- 二 建設機械レンタル管理士 一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「本協会」という）が実施する建設機械レンタル管理士資格試験（以下「試験」という。）に合格（第14条（旧資格者への特例措置）に基づき合格とみなされる場合を含む。）し、第8条（資格証等の交付）第1項に規定する建設機械レンタル管理士資格登録名簿（以下「資格登録名簿」という。）に登録された者をいう。
- 三 会員区分 会員 一般社団法人日本建設機械レンタル協会 定款 第3章に定める正会員又は賛助会員として入会した個人又は団体に属する者をいう。
- 四 旧資格者 建設機械器具賃貸業管理技士永久登録者及び同未永久登録者をいう。

(講習及び試験)

第3条 建設機械レンタル管理士（以下「レンタル管理士」という。）の資格を取得しようとする者は、本協会が行う講習及び試験を受けなければならない。

(受験資格)

第4条 前条に定める講習及び試験を受けようとする者の受験資格は、別に定める規程規則によるものとし、かつ、試験の受験資格にあたっては本協会が実施する講習の受講を完了した者とする。

(講習の受講及び試験の受験)

- 第5条** 第3条（講習及び試験）の申請があったときは、別に定める規程規則により受講受験するものとする。
- 2 講習の受験にあたっては e ラーニングによる講習の受講、試験の受験にあたっては会場型 CBT 試験による受験とする。

(受講及び受験)

第6条 前条により建設機械レンタル管理士 e ラーニング受講及び会場型 CBT 試験受験の承認を受けた者（以下「受講者」という。）は、指定の期間内に、本協会が実施する e ラ

ーニングを受講し、適正に修了しなければならない。

- 2 受講者は、eラーニングの受講修了後、指定の期間内及び場所において会場型 CBT 試験を受験することができる。

(試験結果)

第7条 前条の試験において、別に定める正答率を得た受験者を合格とする。

- 2 前項の試験結果は、会場型 CBT 試験の受験終了後、直ちに合否を当該受験者に通知する。

(資格証等の交付)

第8条 本協会会長（以下「会長」という。）は、前条の試験に合格した者に対し、建設機械レンタル管理士の資格を付与するとともに、本協会備付の資格登録名簿に登録するものとする。

- 2 前項の資格の付与は、建設機械レンタル管理士資格証（以下「資格証」という。）及び建設機械レンタル管理士認定証（以下「認定証」という。）を交付することにより行う。
- 3 受講・受験申請に虚偽の申告、不正があった場合、及び本試験に不正があったと認められる時は、現に有する本資格は取り消すものとする。

(資格証等の有効期限)

第9条 資格証及び認定証の有効期限は、資格証の交付の日から起算して 5 年後の応当日の前日までとする。

(資格証等の更新)

第10条 資格証及び認定証の更新を受けようとする者は、当該資格の本協会が定める期間内に本協会が実施する更新講習を受講し、適正に修了しなければならない。

- 2 会長は、前項の講習の修了者に対し、新たに 5 年間有効の資格証を交付する。
- 3 資格の更新のための講習を実施しない場合、更新前の有効期限の満了をもって資格は失効する。

(資格証の再交付)

第11条 資格証を汚損し若しくは紛失し、再交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、資格証の再交付を受けることができる。

(資格の取り消し)

第12条 会長は、建設機械レンタル管理士が次のいずれかに該当する場合は、該当者に対してその資格登録を取り消し、資格証及び認定証の返納を命ずることができる。

- 2 本協会の名誉を毀損し、又は資格の趣旨に反する行為をした場合
- 3 虚偽又は不正の事実に基づいて受講・受験申請し、又は資格の登録若しくは資格証及び認定証の交付を受けた場合

(申告内容の記載事項の変更)

第13条 講習受講及び試験受験申請時の申告内容に変更が生じた場合においては、本協会に対し、別に定めるところにより、変更内容を申請しなければならない。

(旧資格者への特例措置)

第14条 旧資格者については、2020年3月末までに申請した者に限り、第3条に規定する講習受講を有効期間内である6ヶ月以内に修了することにより、本試験に合格したものとみなし、本試験の受験を免除する。

2 1項の期間内に申請をしなかった旧資格者については、第14条の特例処置を受ける事ができない。

(手数料)

第15条 第3条（講習及び試験）、第10条（資格証等の更新）及び第11条（資格証の再交付）に規定する事項については、別に定めるところにより手数料を本協会に納付しなければならない。会員区分の判断は、本協会が行う講習及び試験の受講及び受験の申請時に所属する個人又は団体の会員資格の有無により行う。

2 手数料の返還は、天災などの不可抗力等の正当な理由がある場合を除き行われぬ。

(秘密保持義務)

第16条 本協会の登録制度委員会の委員、本協会の役職員その他本資格制度の実施事務に参与した者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(細則)

第17条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に規程細則として定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、登録制度委員会に諮問をなし、本協会理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、2018年度下期から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月13日から施行する。